

「介護予防・日常生活支援総合事業の利用に関する取扱い」について

1 制定の目的

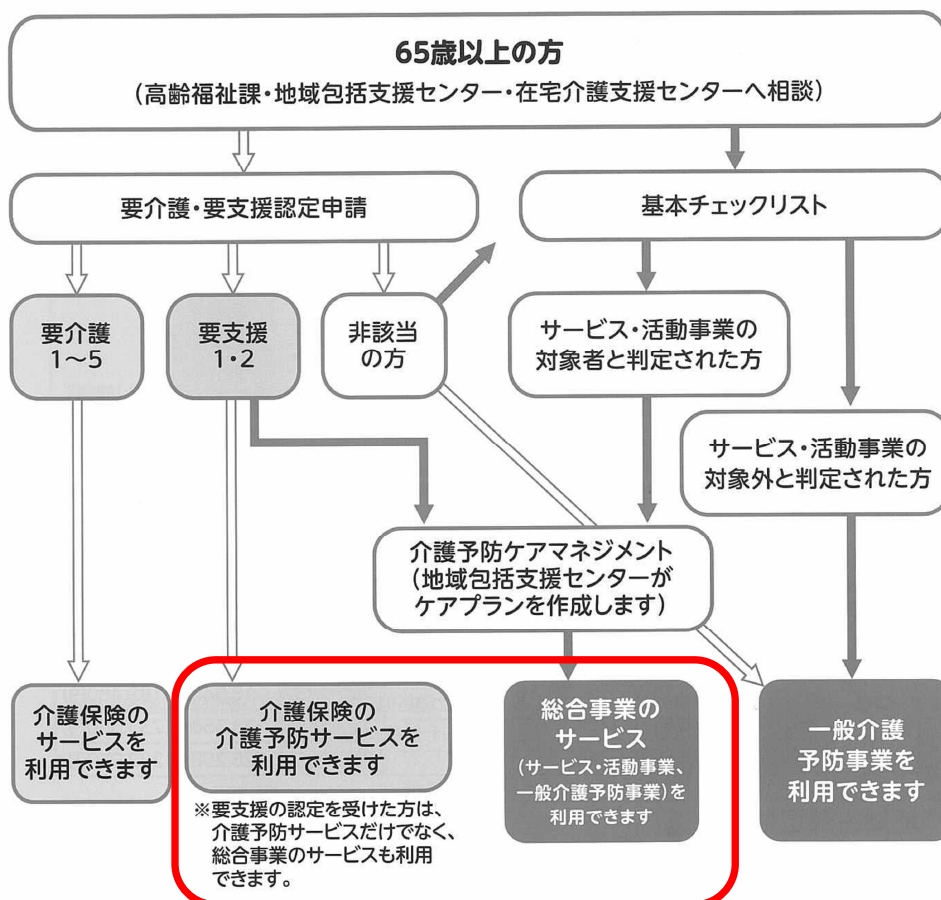
平成29年4月に土浦市で介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の実施が開始され、令和8年4月で10年目を迎えます。10年目を契機として、現状の利用者がどのように総合事業を利用しているか主に回数の面から確認をしたところ、利用に関する考え方が利用者、担当する介護支援専門員によりまちまちとなっている状況が確認されたため、介護予防事業として適切と思われる利用回数を定め、総合事業の適正な実施に資することを目的としております。

2 対象者及び利用回数について

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護保険の認定を受けていなくても、65歳以上の方は一人ひとりの生活に合わせたさまざまなサービスを気軽に利用することができます。

《サービス利用の流れ》



土浦市高齢福祉課作成「土浦市の介護保険制度」（令和7年7月版）より

この取扱いで対象とする利用者は、上記の赤枠で囲ったサービスを利用している者を対象とする。

【対象者】

総合事業のサービスを利用する者

【基準型訪問サービス事業、緩和型訪問サービス事業】

要支援2の利用者 原則週2回（基準型訪問サービス事業のみ）

要支援1、事業対象者の利用者 原則週1回

【基準型通所サービス事業、緩和型通所サービス事業】

要支援2の利用者 週2回（基準型通所サービス事業のみ）

要支援1、事業対象者の利用者 週1回

※ 基準型通所サービス事業とはサービスコード A6 のサービスを、緩和型通所サービス事業とは A7 のサービスを指す。

3 注意事項

- (1) 事業対象者が、上記の原則回数を超えてサービスを利用する必要があると担当する介護予防ケアマネジメント担当者が認めた場合は、介護認定の新規申請を行うようにすること。
- (2) 通所サービスを利用する利用者は、基準型通所サービス事業（A6）、緩和型通所サービス事業（A7）の何れかのみを利用すること。
- (3) この取扱いは令和8年7月1日より開始するものとし、既に通所サービスを利用している利用者で、基準型通所サービス事業（A6）、緩和型通所サービス事業（A7）両方を利用しているケースについては、令和8年12月末日までに何れか1サービスのみの利用に移行することとする。